様式第1号(第2条関係)

障害者控除対象者認定書

　　　第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

次の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7に定める　　　　　　として認定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定対象者 | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 障害理由 | 障害者 | (1)知的障害者(軽度・中度)に準ず。 | (2)身体障害者(3級～6級)に準ず。 | |
| 特別障害者 | (1)知的障害者(重度)に準ず。 | (2)身体障害者(1級、2級)に準ず。 | |
| (3)寝たきり高齢者 |  | |
| 認定年分 | 年分～ | | | |

注)① この認定書は、認定対象者に障害理由の変更・消滅が生じない限り有効です。

② 申請者は、認定対象者に障害理由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに丸亀市　　にその旨を報告するとともに、不要となった認定書を返却してください。

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しを求める訴えは、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。